

科学研究費助成事業（科学研究費補助金）研究成果報告書

平成25年5月22日現在

機関番号：27103

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2010～2012

課題番号：22530013

研究課題名（和文） 大韓民国の成立過程における「国民」確定基準の法的模索

研究課題名（英文） Legal exploration of citizenship criteria during the establishment of the Republic of Korea

研究代表者

岡 克彦 (OKA KATSUHIKO)

福岡女子大学・国際文理学部・教授

研究者番号：90281774

研究成果の概要（和文）：

本研究は、大韓民国の建国時に「国民の範囲」がどのような法的基準で確定していったのかを解明するところにその目的がある。韓国では、憲法や国籍法などで国民を確定する規定を設けなかった。経過規定すらも盛り込まれなかった。法的には国民の範囲が不明確なままで国家が樹立してしまった。判例や実務では、この法的な欠陥を治癒するために、植民地時代の「朝鮮戸籍」に依拠して大韓民国の国民を確定したのである。この研究は「朝鮮戸籍」の機能に着目している。

研究成果の概要（英文）：

This paper clarifies the legal criteria for the scope of “citizenship” as decided during the foundation of the Republic of Korea. In Korea, there are no provisions concerning “citizenship” in its constitution or nationality acts. They did not even exist transitionally. Therefore, legally, the Korean nation was established with the scope of citizenship left unclear. To deal with this legal deficiency, nationality in the Republic of Korea has been decided through judicial precedence and practice, which relies critically on the Korean family registers from the colonial period. This study focuses on the function of this “Korean Family Register.”

交付決定額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2010年度	1,500,000	450,000	1,950,000
2011年度	800,000	240,000	1,040,000
2012年度	900,000	270,000	1,170,000
年度			
年度			
総計	3,200,000	960,000	4,160,000

研究分野：基礎法学

科研費の分科・細目：比較法学・外国法

キーワード：国籍、朝鮮戸籍、民籍、大韓民国

1. 研究開始当初の背景

近年、北朝鮮の住民が韓国に亡命する事件が多発している（脱北者の問題）。まず問題となるのが国籍である。というのは、韓国の国籍を取得すれば、韓国国民として法的に平穩に暮らしていけるからである。この問題は具体的な事件となって現れた。中国国籍の父と北朝鮮国籍の母との間に生まれた者で、韓国国籍の確認を韓国の法院に求めたのである。主な争点になったのは、韓国の建国時に韓国の国民がどのように法的に定まったのか、という点であった。この事件が本研究を始めようとした契機であった。

2. 研究の目的

本研究は、グローバリズムの潮流が支配する国際社会のなかにおいて、韓国が自らの政治的・国家的アイデンティティをいかに保持しているのかを国籍政策を素材として考察するところにその目的がある。朝鮮半島は、その地域問題として韓国と北朝鮮のふたつの国家に分断された状況に置かれている。今後、朝鮮半島の地域統合（統一問題）でひとつの問題となってくるのが、その前提としてそもそも分断国家の体制下において韓国の国民は建国時にその法的地位がどのように確定していったのかを解明することである。本研究はこの点に着目する。

とりわけ、日本の植民地時代に朝鮮の人々を登録管理するために創設された「民籍」および「朝鮮戸籍」が、戦後、韓国の国民を認識する上で実質的な手がかりとなっていた。したがって、本研究では、主に植民地時代に確立した「朝鮮戸籍」が、当時、いかなる機能を果たしたのか、そして、戦後、現代韓国でその機能がどのように変遷していったのかを明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は、現地韓国でのフィールドワークを中心として、国民登録のひとつである「戸籍」の法的機能を、植民地時代から現代にかけてどのように変化していったのかに焦点を当てて一次史料を調査・収集する方法を採用（**法社会学的方法**）。

4. 研究成果

(1) 国民国家の創出としての戸籍制度

日本帝国は、近代国家システム構築の端緒として日本式の戸籍制度を植民地朝鮮に移植した。しかも、統監府時代の保護国期にすでに「朝鮮戸籍」の前身である「民籍制度」が導入された。植民地支配を開始する前に予め現地の住民に対して、日本帝国の国家主権が及ぶ「国民」の範囲を確定する必要があったからである。この民籍制度の出現と共に、

日本の近代国家における「国民」（臣民）概念が植民地でも顕在化したのである。朝鮮従来の戸籍から日本式の戸籍に大きく転換された意義がここにあった。ただし、その法的地位においては、本土の内地人と朝鮮人とは同列ではない。

(2) 「地域籍」としての戸籍制度

日韓併合以降、朝鮮の法制は、本土内地たる日本の法制がそのまま適用されたのではない。植民地朝鮮は、台湾および関東州などと共に日本領土とは異なる「異法地域」（外地）として独自の法体制下に置かれた（日本帝国の多元的法体制）。その結果、日本本土の「内地人」とそれ以外の各植民地の住民たる「外地人」とはそれぞれ違った法的支配に服していた。その前提としてまずは、内地人と各植民地の外地人を法的に区別する装置が必要であった。そのひとつの方法が戸籍による区分である。朝鮮人と日本人は、身分上の本拠を置くべき地域（本籍地）によって区別された。つまり、日本人は、本土の戸籍法にもとづいた内地に身分上の本拠を置くべき者とされた。いわゆる、「内地戸籍」に登載された。

一方、朝鮮人は、「民籍法」および「朝鮮戸籍令」に依拠して朝鮮に身分上の本拠を置くべき者とされた（鄭印燮、『社会科学の諸問題』1988, 665頁）。すなわち、「朝鮮戸籍」に登載されたのである。朝鮮戸籍は、このように、朝鮮人民の国籍を確認するだけでなく、日本帝国の一外地への所属を表示する「地域籍」としての機能を有していた（李昇一、韓国学論集 34 輯 2000, 80-81頁）。この戸籍の機能が、植民地からの解放後、韓国の建国時に自国民の範囲を確定する上で重要な役割を果たしたのである。

(3) 近代戸籍の導入と戸主制

朝鮮の戸籍制度の特徴は、国民登録を個人単位ではなく、家単位で実施しているところである。家の長である「戸主」を中心として、彼と婚姻関係や血縁関係に家族員で構成された戸籍上の家族集団が「家」の実態である。これが「戸主制」といわれるものである。戸主には、家族の管理や財産に対する権限を与え、かつ家族に対する監護権限までも付与して家族内の秩序を維持させようとした。のみならず、人々に出生、認知、婚姻、離婚など、家族の形成や家族の構成に変化が生じた場合は、国家に届け出るように義務づけられ、その変動事項を事細かく戸籍に記録し、彼（女）らの家族生活の細部にわたって国家の管理が行き届くような仕組みをつくった。戸籍制度は、国民登録だけでなく、出生から始まって死亡に至るまで国民の各種のイベン

トごとに記録管理するなど、家族のあり方にまで直接に統制している。統治国・日本は、国民登録と家族制度を直接に結びつけることで、植民地朝鮮に対してより徹底した国民管理を可能にした。「戸主制」が国家主義的な家族制度だといわれる所以がここにある。この「戸主制」が、韓国の建国時にそのまま踏襲される。

(4) 大韓民国の建国における戸主制の持続

戦後、韓国は、日本の明治国家のように「積極的な作為（企て）」として戸主制を導入したわけではない。むしろ、他律的なかたちでそれを受け入れざるを得ない状況下に置かれた。南北の分断国家として社会主義に対峙する反共国家たる「権威主義国家体制」でスタートした。米軍制下においてアメリカが主導した戦後の復興計画のなかで建国事業を進めた。また、建国の根幹である法制度は、国家組織に関連する法規以外、そのほとんどが日本の植民地法制をそのまま再利用した。朝鮮戸籍で構成した戸主制もそのまま持続したのである。その結果、建国時の国民の範囲を確定する上で、この戸籍が事実上の法的な根拠となった。韓国の国民管理や家族制度は、このように「戸主制」を核として形成されていったのである。

問題は、建国憲法では「憲法に違背しない限り」旧法令がその効力を有するに過ぎないにもかかわらず、実際は違憲審査が十分に行われずにその法令の大部分がそのまま存続したことである。当時、憲法は、性差別の禁止や婚姻の成立に男女の同権を定めていた。学説では、戸主制が多分に平等原則に反する素地があることを指摘しながらも、それは維持していった。

(5) 民法典の制定と戸主制の強化

戦後、韓国は、他律的な要因でのみ戸主制が持続したわけではない。むしろ、韓国政府は戸主制を柱とする家制度を民法典のなかに積極的に導入しようとした。それが「民法」（法律第471号、1958年2月22日）および「戸籍法」（法律第535号、1960年1月1日）の制定であった。その最たるものが戸主制などの法制化である。

戸主制は、それぞれの家を国家の秩序に直接に組み入れ、国家の最末端の機関として位置づけた。戸主は、家族の長としてだけでなく、国家機関の末端の代表者として家族構成員を監護する。その結果、国民一人一人は、「家」という法的な単位（縛り）で国家の構成要素となる。戸主制の特徴は、国民登録が家族単位で行われ、かつ、「家」という法的な枠のなかで戸主という国家の代行管理者が国民個人を身近に統制していることである。

(6) 「伝統化」の装置たる戸主制

戸主制のしくみは、単に法制度のレベルに止まらなかった。国家が倫理や道徳規範まで動員することにより、戸主制はそれを通して国民教育を最末端にまで浸透させる効果までも生み出すことができた。そのひとつの方法が韓国の伝統である「儒教思想」でもって国民の意識や社会を統制することであった。韓国政府は、建国初期から反共イデオロギーの一環として儒教的な文教政策を推進した。朴正熙の軍事政権期にも、「国民教育憲章」の制定や「セマウル運動（新しい村興し運動）」などで国民に対して忠孝の理念を奨励した。これらは、孝の理念を基盤として祖霊祭祀を重要な社会の慣習とすることで、先祖を崇拜し、家系の継承を国民生活の基本観念とさせた。

その結果、多くの国民は、戸主制を中心とした家族制度や国家の家族政策により、その意識までも強い影響を受けた。「家」中心に編製される戸籍制度から表れた「戸籍意識」といわれるものがそれである。つまり、戸籍に表象された「家」が、実際の家族や血族を映し出しているとの認識である。国民の多くは、戸籍を単に国民登録の技術的な側面を超えて、族譜に近い家族の系譜が記録されたものと認識するようになった。ひとつの戸籍で構成される法律上の家族団体は、あたかも父系血統で系統づけられた宗族であるかのように捉えられている。もちろん、韓国の戸主制は、形式的には日本の明治民法の家制度にその起源を求めることができる。けれども、そこには朝鮮時代の宗法的な血族意識と祭祀観念とがこの制度と巧妙に結びつくことで、戸主制があたかも韓国固有の制度であったかのように韓国の人々に理解されてきた。従来からあった伝統文化たる宗法制は、時代の変化に対応すべく、日本式の家制度に読み替えられ、古い制度は新たな制度に置き換えられる。すると、古い制度の装いをした異質な制度（戸主制）は、いかにも万古不易の伝統であったかのごとく歴史性が後づけされる。戸主制は、近現代の過程でつくられた歴史構成物としての伝統である（梁鉉娥、社会と歴史58輯2000、111頁）。戸主制で出来上がった各々の「家」は、元々あった伝統の産物ではない。まさに近代家族の所産であった。

以上、3年間にわたって現地でフィールドワークを実施して得られた研究成果は、主に2013年3月に「韓国における『近代戸主制』の系譜とその法的機能」（成果報告）としてまとめた。今後は、学術雑誌などにその成果を公表していく予定である。

5. 主な発表論文等

[雑誌論文等] (計4件)

- ① 岡克彦「韓国における性同一性障害と性別変更の法的可能性」マイノリティ研究 6号 (関西大学、2012年) 査読無 1-25頁。
- ② 岡克彦「韓国における性転換(transgender)と『性別』に関する法的問題—合憲的法律解釈による人権救済の方法を中心に」亜細亜女性法学 15号 (韓国・亜細亜女性法学研究所、2012年) 査読有 23-52頁。
- ③ 岡克彦「日韓における刑事裁判への国民参加—日本の裁判員制度との比較を通して」法哲学年報 2011 (日本法哲学会、2012年) 査読無 130-132頁。
- ④ 岡克彦「書評・國分典子著『近代東アジア世界と憲法思想』」アジア経済 54巻1号 (アジア経済研究所、2013年) 査読無 121-124頁。

[学会発表等] (計3件)

- ① 岡克彦「韓国における性同一性障害と性差基準の法的模索—性的マイノリティでの人権保障の一局面」関西大学マイノリティ研究会 (於:長崎県立大学シーボルト校) 2011年2月21日。
- ② 岡克彦「韓国における戸主制の廃止と宗中団体の現代法的位相」第1回韓・朝鮮半島と法研究会 (於:筑波大学東京キャンパス) 2011年11月5日。
- ③ 岡克彦「【コメント】韓国との比較から見えてくるロースクール制度の課題—韓国における第1回弁護士試験の実施結果に即して」東アジア経済法学会 (於:函館国際ホテル) 2012年9月30日。

[図書] (計2件)

- ① 初宿正典ほか編 (共著)『新解説・世界憲法集 [第二版]』(三省堂、2010年) 総426頁 (377-413頁)。
- ② 稲正樹ほか編 (共著)『アジアの憲法入門』(日本評論社、2010年) 総287頁 (26-54頁)。

[その他] (計1件)

- ① 岡克彦『韓国における「近代戸主制」の系譜とその法的機能』(成果報告書、2013年) 総36頁。

6. 研究組織

研究代表者

岡 克彦 (OKA KATSUHIKO)
福岡女子大学・国際文理学部・教授
研究者番号: 90281774